

26高障害第3782号
平成27年 3月20日

障害児通所支援事業所 管理者 様
障害児入所施設 施設長 様

高知県地域福祉部障害保健福祉課長

障害児通所支援事業所及び障害児入所施設等における事故防止対策の徹底について

日頃は、本県の障害福祉行政にご協力を賜りありがとうございます。

さて、標記のことにつきまして、大阪府豊中市に所在する児童発達支援事業所に通っていた児童が、本年2月28日から行方が分からなくなり、3月15日に当該事業所付近の池から遺体で発見されるという痛ましい事案が発生しました。

つきましては、別紙1「児童福祉施設における事故防止について」（昭和46年7月31日児発第418号厚生省児童家庭局長通知）及び別紙2「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考として、障害児通所支援事業所等における事故防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、事業所等におきまして事故等が発生した場合には、別紙参考様式等により高知県及び支給決定を行っている自治体に対して報告を行っていただきますよう併せてお願いいたします。

高知県地域福祉部障害保健福祉課 事業者担当 村山
TEL : 088-823-9635 FAX : 088-823-9260
E-mail : shinichi_murayama@ken3.pref.kochi.lg.jp